

宇和島宣言（ネット・スマホルール）

【問合先】学校教育課 ☎49-7031

小中学生のインターネット（以下、ネット）・スマートフォン（以下、スマホ）（※1）の利用については、児童生徒・保護者・教員がさまざまな立場から考え、検討・議論を重ねてきました。その結果、SNS（※2）を含めたネット・スマホに関するあらゆる問題に、「ともに学び、話し合いを重ねていくことの大切さ」について共通理解を深めました。ここに、その骨子をまとめ「宇和島宣言」とし、今後も各学校・家庭および地域での継続的な議論を期待します。

時間・ルールについては家庭・学校で引き続き検討しましょう！

児童生徒宣言

- ①「ながらスマホ」はしません
- ②就寝1時間前からは、ネット・スマホはしません
- ③課金をするときは、親と相談して決めます
- ④個人情報をネットに書きこみません

保護者宣言

- ①子どものネット・スマホの使い方は保護者が責任をもちます
- ②家庭でルールを作り、守るよう責任をもって指導し、できないなら与えません
- ③社会性に反する「マナー違反」は何度でも責任をもって注意します

教員宣言

- ①ネット・スマホについての研修を深め、教員自ら学んでいきます
- ②市内全小中学校で「宇和島SNS学習ノート」を活用し、ルールやマナーを教えます
- ③困ったときには相談に乗り、適切に指導します

※1：ここでの「スマホ」には、スマートフォンのほか、タブレット端末など携帯情報端末全般を含みます。

※2：「SNS」とは、ソーシャルネットワーキングサービスの略称で、ネットを利用したコミュニケーションツールです。



「宇和島宣言」は、子どもがネット上でのトラブルや事件に巻き込まれるのを防ぐためだけでなく、知らない間に加害者となったり、法律に違反したりしないよう、正しい知識と態度を身に付けるための「学習」の第1歩です。家庭ルールづくりの「土台」として、ネットモラルの「基本」としてみんなが守っていく出発点としましょう！

選挙メモ

【問合先】選挙管理委員会 ☎49-7038

■選挙人名簿

各市区町村が管理している名簿であり、それぞれの市区町村に住所を持つ満18歳以上の日本国民が登録されています。この名簿に登録されていないと投票ができません。

【選挙人名簿の抹消と登録】

- ▶転出して4ヵ月後に、旧住所地の選挙人名簿から抹消されます。
- ▶転入して3ヵ月以降の登録基準日に、新住所地の選挙人名簿に登録されます。

■転出者の選挙権

- ▶県外に転出届を提出すると、その時点で県政選挙の選挙権はなくなります。
- ▶市外に転出届を提出すると、その時点で市政選挙の選挙権はなくなります。

【転出して新住所地の名簿に登録されるまでに旧住所地で投票可能な選挙】

選挙の種類		転出先	
		県内	県外
国政選挙	衆議院議員選挙	○	○
	参議院議員選挙	○	○
地方選挙	県政	県知事選挙	○
		県議会議員選挙	×
	市政	市長選挙	×
		市議会議員選挙	×
		市議会議員選挙	×

■学生の選挙権

市外の大学や専門学校などに修学するため、寮や下宿などに居住する学生の住所地は、原則としてその寮や下宿の所在地（修学地）にあるものと認められています（最高裁判例）。

そのため、旧住所地に住民票を残したままの人は、選挙の際に入場券が届いたとしても、選挙人名簿に登録されるべき人でなかったとして、旧住所地で投票（期日前投票や不在者投票も含む）することはできません。また、所在地（修学地）の市区町村においても、選挙人名簿に登録されていないため、投票ができません。



春の全国交通安全運動

4月6日～15日

【問合先】企画情報課コミュニティ推進係 ☎24-1111内線 2237

■春の全国交通安全運動とは

4月6日～15日の期間中、交通安全の考えを広く周知することにより、私たち自身が交通ルールを守り正しい交通マナーを習慣付け、より良い道路交通環境に向けて取り組むことにより、交通事故を防止することを目的として実施されます。

また、4月10日(月)は、全国一斉の「交通事故死ゼロを目指す日」です。

交通安全に注意して、1人ひとりが事故のないまちづくりに取り組みましょう。

■運動の基本

【子どもと高齢者の交通事故防止】

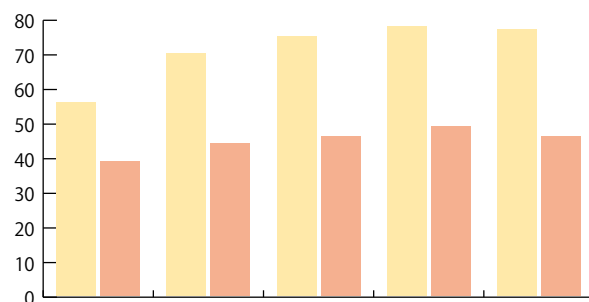
- ▶子どもとその保護者、および高齢者の交通安全意識を高める
- ▶子ども、高齢者、障がい者などの交通弱者保護の意識を育てる
- ▶高齢運転者の交通事故防止に関する意識の普及を図る

■運動の重点

- ①歩行中・自転車乗車中の安全利用の促進（自転車については、特に「自転車安全利用5則」の周知徹底）
- ②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶
- ④「シェア・ザ・ロード」の精神の普及促進と自転車乗車用ヘルメットの着用促進（愛媛県重点）

※シェア・ザ・ロードとは、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の基本理念であり、歩行者・自転車・自動車などは、お互いの立場を思いやり、安全・快適に道路を共有することを表す言葉です。

【過去5年間の交通事故死者数（人）】



年 度	H24	H25	H26	H27	H28
死者数	56	70	75	78	77
高齢者	39	44	46	49	46



【自転車安全利用5則】

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ▶飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - ▶夜間はライトを点灯
 - ▶交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

